

次期島根県国民健康保険運営方針（R6～11）の策定について

1 概要

国民健康保険法第82条の2に基づき、安定的な財政運営並びに広域的及び効率的な事業運営の推進を図るため、県が策定する県及び市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針

2 次期運営方針に係る法改正事項

（現時点での改正審議事項を含む。）

- ・期間の法定化（6年1期、3年中間見直し）
- ・必須記載事項の追加（保険料水準平準化、医療費適正化、広域的及び効率的な事業運営の推進）

※記載事項の詳細は「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（厚労省）の改正により示される予定（令和5年3月予定）

3 策定スケジュール（案）

- R5. 3～5 市町村意見照会
6～7 市町村連携会議 部会・会議（実績検証・課題方向性）
8～9 県運営協議会①（課題方向性）
9～10 素案作成
11～12 市町村連携会議 部会・会議（素案協議）
県運営協議会②（素案審議）
県議会報告（素案）
- R6. 1 市町村意見照会【法定手続】
パブリックコメント（1ヶ月間）
最終案作成
- 2～3 市町村連携会議（最終案協議）
県運営協議会③（最終案審議）
県議会報告（最終案）
- 3 策定（知事決裁）
公表（県HP）【法定手続】

都道府県国民健康保険運営方針について

- 都道府県国保運営方針は、**都道府県と各市町村が一体となり、役割分担をしつつ、保険者としての事務を共通認識の下で実施する**体制を確保するために策定。
- 策定に当たり、**都道府県と各市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有**しておくことが必要。
- 被保険者、医療関係者、学識経験者、被用者保険代表等の**地域の関係者の意見もよく聴いた上で、地域の実情に応じた方針を策定**することが必要。
- 策定後も運営状況等も踏まえ、**定期的に検証・見直し**を行い、**必要に応じ改善**していくことが重要。
- **都道府県**は、県内の国民健康保険制度の「望ましい均てん化」を図るため、**一層主導的な役割を果たす**ことが重要。

都道府県国保運営方針の主な記載事項

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- (2) 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化(※)に関する事項
- (3) 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費の適正化の取組に関する事項
- (6) 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項

必須記載事項

必須記載事項化
(法改正審議中：令和6年4月施行)

※下線部は、令和3年健保法等の一部改正法による国保法改正後（令和6年4月施行）の内容

※赤字囲は国保法上の必須記載事項。それ以外は任意記載事項